



Risk Flash No.87 (Vol.3 No.25)

発行：滋賀大学経済学部附属リスク研究センター

発行責任者：リスク研究センター長 久保英也

〒522-8522 滋賀県彦根市馬場1-1-1

TEL:0749-27-1404 FAX:0749-27-1189

e-mail: risk@biwako.shiga-u.ac.jp

Web page: <http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=10/2>

- シリーズ「日本の製造業の復権」：第1回 竹中厚雄・・・Page 1
- 今週の論文紹介：独占禁止法のインフォーマルな執行 危うさの自覚と改善の方向・・・Page 2
- 教員紹介：村松郁夫・リスク研究センター通信・・・Page 3

「日本の製造業の復権」①

たけなかあつお
企業経営学科准教授 竹中厚雄

日本の製造業は現在、かつてない苦境に立たされています。収益力は低迷を続けており、その背景として、少子高齢化に伴う国内消費市場の縮小や生産年齢人口の減少、円高による輸出への打撃、アジア新興国企業との競争の激化、東日本大震災の影響など、様々な要因が指摘されています。日本の製造業を取り巻く事業環境からは明るい話題は聞こえてきません。

特に最近メディアで頻繁に取り上げられている話題の一つが、大手家電企業の凋落ではないでしょうか。シャープ、ソニー、パナソニックというテレビ事業を主力とする3社が巨額の赤字を計上したことは記憶に新しい出来事ですが、このテレビという製品は、日本の家電産業を象徴するものであるように思います。

テレビが戦後の輸出品目の花形として日本の家電産業の成長に大きく貢献したことを覚えておられる方も多いかもしれません。特に米国市場においては、1990年代までに日本企業が米国企業を追い抜いて大きなシェアを獲得したことがよく知られています。しかしその後、世界のテレビ市場は大きく変質します。薄型液晶パネルの登場と調達市場の形成、製品構造の簡素化などがあいまって、テレビは単純なコモディティ（汎用品）へと変わりま

した。この変化によって韓国、台湾、中国等の新興国企業の参入が容易になり、また台湾の鴻海精密工業に代表される、製造を専門的に受託する企業（EMS: Electronics Manufacturing Service）の台頭も促すことになり、一層の価格競争を余儀なくされるようになっていきます。

もちろん、日本企業自身のマネジメントにも問題があったことは否定できません。日本の家電企業は米国企業のようなプラットフォーム戦略を持ち合わせておらず、新興国企業にはグローバルな事業規模で劣っています。また、コモディティ化を回避する術もなく、海外展開（海外生産）にも消極的でした。

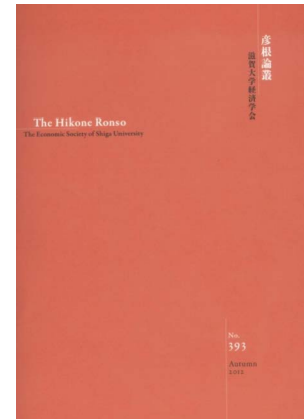
家電企業の危機に紙幅の大半を割いてしまいましたが、もちろん日本の製造業が総崩れという事態に陥っているわけではありません。テレビについても、上記の3社は現在揃って事業の縮小を進めていますが、東芝はコスト構造を大胆に見直しながら世界市場で健闘しています。また、日本の製造業は最終製品市場では苦戦しているケースが多い一方で、部品・素材、製造設備などの分野はまだ競争力を失ってはいません。競争力の再生のためにも、持続のためにも、打つべき手はまだ数多くありそうです。

今週の論文紹介

独占禁止法のインフォーマルな執行 危うさの自覚と改善の方向

著者：社会システム学科教授 うちだこうさく 内田耕作

収録：彦根論叢 第393号 2012年9月発行 4-15頁



著者のつぶやき

私は法を研究・教育の対象としていますが、常々、広がりを持った視野の下で法が占める位置を確かめ、深く探究したいと思っています。どのような政策であれ達成するには、法的な対応・措置だけでなく、経済的・社会的な対応・措置も不可欠です。法的対応・措置といっても、国による規制によって法が執行されるだけではありません、被害者が損害賠償を請求することにより法が実現されることもあります。また、国による規制には行政的規制だけでなく、刑事制裁もあります。行政的規制には、フォーマルな執行とインフォーマルな執行があります。本論文は、インフォーマルな執行を詳しく見るものです。フォーマルな執行に比して重箱の隅を突っついているように見えますが、広がりを持った視野の下で執筆しているつもりです。少々弁解が長くなってしまいました。

警告・注意、基準・指針（ガイドライン）、相談といった独占禁止法のインフォーマルな執行は、排除措置命令・課徴金納付命令といったフォーマルな執行を補う利点を有しています。しかし反面、危うさも有しています。インフォーマルな執行が不適切で

あれば、事業者の正当な事業活動が抑止されるおそれがあります。これが主たる危うさです。それだけでなく、執行機関である公正取引委員会の信頼性の喪失・低下ももたらされ得ます。これも危うさの一面であり、生じるダメージは大きいです。

インフォーマルな執行が相応の利点を有するというのであれば、その廃止は選択肢とはなり得ません。残されるのは、危うさを常に自覚した上で、インフォーマルな執行をすることです。危うさの一般的自覚では十分ではありません。インフォーマルな執行の手段ごとに、どの局面でどのような態様の危うさがどのような原因により起きているのか、具体的かつトータルに自覚していることが重要です。またインフォーマルな執行の改善が必要ですが、そのためにも、危うさを具体的に把握していなければなりません。

本論文では、まずインフォーマルな執行の諸相をトータルに明らかにし、次にインフォーマルな執行の危うさを具体的に明らかにし、そして最後に、インフォーマルな執行の手段ごとに改善の方向を示唆し、結びとしています。

教員紹介 「村松郁夫」

滋賀大学に着任したのは、1991年4月でした。日本の経営の特徴の1つとされてきた「終身雇用」の貴重な生き残り、教員のキャリアとしては滋賀大生え抜きです。学生時代から振り返ると、私の世代は、バブル期にバラ色の「就活」を経験、浮かれ気分でサラリーマン人生をスタート、30歳を超えたあたりから右肩下がりという、両極を経験しています。幸せを味わった分、甘い考えが捨てきれない。ちょっと困った世代です。

私の研究領域は、経営財務論です。事業活動に必要な資金を調達し、投資する。そして、利益を資金提供者に還元する。そのような一連の意思決定が企業価値にどのような影響を及ぼすのか。経営学の他の領域と異なり、企業価値を理論的考察の軸に据えているため、株価、財務政策、決算情報など、株式関連データや開示情報もフォローしています。

経営をめぐる情報開示に注目していることは、当然のことながら、さまざまな会社があるということです。証券取引所の開示情報にも差がありますし（東証と大証の合併に期待し

ています）、証券会社が投資家に提供する情報にも差があるようです。それはさておき、経営者には、投資家を大切にすることの重要性を再認識していただきたいところです。市場を無視できる経営者はいないでしょうが、「無視できない」と「重視する」には大きな開きがあります。

学生の方々は、事業内容、給与、福利厚生などの基本事項に目が向くようですが、顧客や従業員のみならず、株主を含めた投資家とどのように向き合っているかという点も、会社の将来に影響を及ぼすのではないのでしょうか。情報開示体制や開示内容からも、会社の姿勢が見えてきます。投資家向け情報（IR）に真摯に取り組んでいる会社に接すると、立派な会社だなあと、素直に感動してしまいます。

むらまついくお
情報管理学科准教授 村松郁夫



リスク研究センター通信

びわ湖環境ビジネスメッセ同時開催セミナーのご案内③

10月24日から3日間長浜ドームで開催されますびわ湖環境ビジネスメッセにて、滋賀大学経済学部附属リスク研究センターは、下記のセミナーを開催いたします。

韓国経済と環境産業の現状と課題

講演：金光浩大邱銀行経済研究所所長

通訳：金秉基滋賀大学経済学部准教授

日時：2012年10月24日（水）12:30-13:30

韓国中南部地域の潜在力と課題

講演：金延昶大邱広域市副市長

通訳：金秉基滋賀大学経済学部准教授

日時：2012年10月24日（水）13:40-14:40

（尚、会場は、いずれも、滋賀県立長浜ドーム セミナー室②（びわ湖環境ビジネスメッセ 2012 会場内）となります。）

お申込み方法 （定員 各80名）

メッセ事務局 <http://www.biwako-messe.com> へアクセスし、

トップページ→セミナー→[セミナー一覧](#)→お申込みフォームにてお申込みください。

「リスクフラッシュご利用上の注意事項」

本規約は、滋賀大学経済学部附属リスク研究センター（以下、リスク研究センター）が配信する週刊情報誌「リスクフラッシュ」を購読希望される方および購読登録を行った方に適用されるものとします。

【サービスの提供】

1. 本サービスのご利用は無料ですが、ご利用に際しての通信料等は登録者のご負担となります。
2. 登録、登録の変更、配信停止はご自身で行ってください。

【サービスの変更・中止・登録削除】

1. 本サービスは、リスク研究センターの都合により登録者への通知なしに内容の変更・中止、運用の変更や中止を行うことがあります。
2. 電子メールを配信した際、メールアドレスに誤りがある、メールボックスの容量が一杯になっている、登録アドレスが認識できない等の状況にあった場合は、リスク研究センターの判断により、登録者への通知なしに登録を削除できるものとします。

【個人情報等】

1. 滋賀大学では、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）に基づき、「国立大学法人滋賀大学個人情報保護規則」を定め、滋賀大学が保有する個人情報の適正な取扱いを行うための措置を講じています。
2. 本サービスのアクセス情報などを統計的に処理して公表することがあります。

【免責事項】

1. 配信メールが回線上的問題（メールの遅延、消失）等によりお手元に届かなかった場合の再送はいたしません。
2. 登録者が当該の週刊情報誌で得た情報に基づいて被ったいかなる損害については、一切の責任を登録者が負うものとします。
3. リスク研究センターは、登録者が本注意事項に違反した場合、あるいはその恐れがあると判断した場合、登録者へ事前に通告・催告することなく、ただちに登録者の本サービスの利用を終了させることができるものとします。

【著作権】

1. 本週刊情報誌の全文を転送される場合は、許可は不要です。一部を転載・配信、或いは修正・改変してblog等への掲載を希望される方は、事前に下記へお問い合わせください。

*尚、最新の本注意事項はリスク研究センターのホームページに掲載いたしますので、随時ご確認願います。

(<http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=10/2/3:12>)

*当リスクフラッシュをご覧頂いて、関心のある論文等ございましたら、下記事務局までメールでお問い合わせください。

発行：滋賀大学経済学部附属リスク研究センター

編集委員：ロバート・アスピノール、大村啓喬、金秉基、久保英也、
柴田淳郎、得田雅章、宮西賢次、山田和代

滋賀大学経済学部附属リスク研究センター事務局（Office Hours:月一金 10:00-17:00）

〒522-8522 滋賀県彦根市馬場 1-1-1 TEL:0749-27-1404 FAX:0749-27-1189

e-mail: risk@biwako.shiga-u.ac.jp

Web page: <http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=10/2>